

審査基準及び標準処理期間

所属名	介護・地域福祉課
内線番号	4671

No.	項目	内容
①	処分名	介護福祉士実務者養成施設の学則等変更の承認
②	法令名	社会福祉士及び介護福祉士法施行令
③	法令番号	昭和62年政令第402号
④	根拠条項	第4条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(健康福祉部介護・地域福祉課)
⑥	法令の定め	(変更の承認又は届出) 第四条 養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設(以下「指定養成施設等」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣(養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項、次条及び第八条において同じ。)に申請し、その承認を受けなければならない。
⑦	審査基準	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年十二月十五日厚生省令第五十号) (変更の承認及び届出を要する事項) 第九条 令第四条第一項(令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項に限る。)、同条第一項第八号に掲げる事項又は同条第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項とする。 別紙 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年十二月十五日厚生省令第五十号) 第七条の二 詳細は、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日社援発第0328001号)
⑧	経由機関名	なし(申請者から介護・地域福祉課に直送)
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	設定していない
⑫	問合せ	介護・地域福祉課法人・事業者指導担当 内線4671
⑬	備考	http://www.pref.kyoto.jp/yosei-shisetu/documents/kaigofukusisosisin.pdf